

○佐賀県警察有明海機動警ら係の運営に関する訓令

平成元年12月28日

本部訓令第14号

改正 平成28年3月16日本部訓令第9号

令和3年3月29日警察本部訓令第8号

(題名改称)

令和4年12月22日警察本部訓令第21号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第4条)
- 第2章 有明警ら係の運営 (第5条—第9条)
- 第3章 有明警ら係の活動
 - 第1節 通常基本勤務 (第10条—第14条)
 - 第2節 特別勤務 (第15条)
- 第4章 事件、事故等の処理 (第16条—第19条)
- 第5章 遵守事項等 (第20条・第21条)
- 第6章 補則 (第22条)

附則

佐賀県警察有明海機動警ら隊の運用に関する訓令 (昭和56年佐賀県警察本部訓令第23号)の全部を改正する。

第1章 総則

(準拠)

第1条 佐賀県警察有明海機動警ら係 (以下「有明警ら係」という。)の運営は、佐賀県地域警察の運営に関する訓令 (平成13年佐賀県警察本部訓令第36号。以下「地域訓令」という。)その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正)

(任務)

第2条 有明警ら係は、第4条に規定する活動区域において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙その他海上交通の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

(令3本部訓令8・一部改正)

(位置)

第3条 有明警ら係の待機所を、杵島郡白石町に置く。

2 有明警ら係は、警部補以下の階級にある警察官及び一般職員で編成し、有明警ら係の長（以下「有明警ら係長」という。）は警部補の階級にある警察官をもって充てるものとする。

（平28本部訓令9・令3本部訓令8・一部改正）

（活動区域）

第4条 有明警ら係の活動区域は、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき佐賀県知事が管轄する有明海の漁場区域（以下「有明海佐賀県海域」という。）、有明海佐賀県海域と接する河川及びそれらの沿岸並びに同法の規定に基づいて農林水産大臣が都道府県知事の権限を行使する有明海の漁場区域とする。

（令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正）

第2章 有明警ら係の運営

（令3本部訓令8・一部改正）

（運営の基本）

第5条 生活安全部地域課長（以下「課長」という。）は、海上における事件、事故等の発生状況等に即して、有明警ら係の計画的かつ効率的な運営を図るものとする。

（令3本部訓令8・一部改正）

（関係警察署等との連携）

第6条 課長及び有明警ら係長（以下「課長等」という。）は、有明警ら係の円滑な運営を図り、海上における公安の維持及び事務処理等の適正を期するため、有明海の沿岸を管轄する警察署（以下「関係警察署」という。）及び県その他の関係機関・団体と緊密に連携するものとする。

（令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正）

（運営会議）

第7条 課長は、毎月1回以上有明警ら係の運営会議を開催し、月間の活動重点、勤務計画及び教養重点その他有明警ら係の運営に関し必要な事項を協議するものとする。

（令3本部訓令8・一部改正）

（教養訓練）

第8条 課長は、有明警ら係員に対し、平素から海上犯罪の取締り等に必要の関係法令、取締り技術等の教養訓練を実施するよう努めるものとする。

（令3本部訓令8・一部改正）

(指導監督)

第9条 有明警ら係長は、地域訓令第42条に規定する地域警察幹部等の職務を行うほか、有明警ら係員の適正な職務執行及び勤務の能率向上を図るため、次の各号の事項について、同乗、実地訓練等の方法により指導監督しなければならない。

- (1) 関係法令、海象・気象その他海上犯罪の取締り、警察用船舶の運航等に必要な知識及び技能
- (2) 警察用船舶、無線機器その他の装備資器材の活用及び保守管理
- (3) 事件、事故等の処理
- (4) その他有明警ら係員の活動に関し必要な事項

(令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正)

第3章 有明警ら係の活動

(令3本部訓令8・一部改正)

第1節 通常基本勤務

(通常基本勤務の方法)

第10条 有明警ら係の通常基本勤務は、船舶警ら、訪船連絡及び待機の勤務方法により行うものとする。

- 2 課長等は、気象状況等により、船舶警ら及び訪船連絡の勤務を行うことが適当でないと認めるときは、これに代えて徒歩又は車両による沿岸の警らを行わせることができる。

(令3本部訓令8・一部改正)

(船舶警ら)

第11条 船舶警らは、警察用船舶により活動区域を巡航し、機動力を活用して犯罪の予防検挙、危険の防止等に当たるとともに、事件又は事故が発生した場合の緊急初動措置に当たるものとする。

(令4本部訓令21・一部改正)

(警ら区等の指定)

第12条 課長は、船舶警らを効率的に行わせるため、海上における事件、事故等の発生状況等を勘案して、警ら区、警ら要点及び警ら立寄所を指定するものとする。

(訪船連絡)

第13条 訪船連絡は、警察用船舶により活動区域を巡航し、海上で活動する船舶等を個別に訪船して、犯罪の予防、災害及び事故の防止その他海上における公安の維持のために必要な事項について指導・連絡を行うとともに、困りごと、意見、要望等を聴取するなどして、

漁業者等との良好な関係の保持及び活動区域内の実態の掌握に当たるものとする。

(令4本部訓令21・一部改正)

(待機)

第14条 待機は、待機所内において、諸願届の受理等を行うとともに、警察用船舶、無線機器その他の装備資器材の点検・整備、書類の作成・整理等に当たるものとする。

2 待機に際しては、事件、事故等の発生に備え、無線通話の傍受に努めるほか、直ちに出勤できる態勢を保持しなければならない。

(令3本部訓令8・一部改正)

第2節 特別勤務

(特別勤務)

第15条 有明警ら係員は、地域警察の任務を達成するため必要があると認めて課長等の承認を受けたとき又は課長等から命ぜられたときは、次の各号の特別勤務を行うものとする。

- (1) 緊急配備が発令された場合において、海上の主要地点において警戒に当たること。
- (2) 現場臨場、実況見分、遭難者の捜索・救助、被疑者の同行その他海上における事件、事故等の事案の処理のため、海上において活動すること。
- (3) 海上における特別の治安情勢等から必要があると認められる場合において、通常基本勤務によらずに、海上における犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、警戒警備等の活動を行うこと。
- (4) 関係機関・団体又は市民が行う海上犯罪等の防止のための諸活動を支援し、又は共同してこれらの活動を行うこと。
- (5) 関係機関・団体との会議及び連絡その他地域警察の任務を達成するために必要な活動を行うこと。

(令3本部訓令8・一部改正)

第4章 事件、事故等の処理

(事件、事故等の処理の原則)

第16条 有明警ら係員は、勤務中に取り扱った事件、事故等については、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存その他現場における初動的な措置を執った後、速やかに関係警察署に引き継ぐものとする。

(令3本部訓令8・一部改正)

(事件、事故等の処理範囲)

第17条 有明警ら係員は、地域訓令第6条第1項に規定するところにより事件、事故等を処

理する。

(令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正)

(事件、事故等の引継ぎ警察署)

第18条 第16条の事件、事故等の引継ぎ警察署は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 区画漁業権が設定されている海域については、当該海域について漁業権を有する漁業協同組合の所在地を管轄する警察署とする。
- (2) 区画漁業権が設定されていない海域については、当該事件、事故等の発生地点又は検挙地点から最も近い沿岸を管轄する警察署とする。
- (3) 前各号により難い場合には、被疑者の住居地、事件、事故等が発生した海域一帯における操業の実情等を勘案し、課長及び関係警察署長が協議のうえ指定した警察署とする。

(応援派遣要請)

第19条 関係警察署長は、前条の規定により引継ぎを受けた事件、事故等の処理その他警察事象の処理のため必要があると認めるときは、課長に対し、有明警ら係員及び警察用船舶の応援派遣を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けて出動した有明警ら係員及び警察用船舶の指揮は、当該警察署長が行うものとする。ただし、当該事案につき捜査本部又は警備本部が設置された場合は、当該捜査本部長又は当該警備本部長が指揮を行うものとする。

(令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正)

第5章 遵守事項等

(遵守事項)

第20条 有明警ら係員は、勤務に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令、海象・気象その他海上犯罪の取締り、警察用船舶の運航等に必要な知識及び技能の習得に努めること。
- (2) 警察用船舶、無線機器その他の装備資器材を常時点検し、その機能が十分発揮できるよう整備しておくこと。
- (3) 警察用船舶の運航に当たっては、関係法規を遵守するとともに、海象・気象に留意し、安全操縦を心掛けること。
- (4) 警察用船舶を離れるときは、無線機器その他の装備資器材の盗難、紛失等の事故防止に努めること。

(5) 周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、積極的に職務質問を行い、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めること。

(6) 関係機関・団体等と緊密な連携を保持し、海上における犯罪、海象・気象、漁業等の実態の掌握に努めること。

(令3本部訓令8・一部改正)

(勤務記録)

第21条 有明警ら係員は、勤務日における活動状況を明らかにするため、有明海機動警ら係勤務日誌（別記様式）に所要の事項を記録しなければならない。

(令3本部訓令8・令4本部訓令21・一部改正)

第6章 補則

(実施細目の制定)

第22条 この訓令の実施に関し必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成10年6月29日本部訓令第10号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日本部訓令第9号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式(第21条関係)

有明海機動警ら係勤務日誌

年 月 日 曜日					
天候 海面					
勤務員	本日の勤務				
	日勤	当務	非番	その他()	
	日勤	当務	非番	その他()	
	日勤	当務	非番	その他()	
主要行事					
活動計画					
取扱い事項					
活 動 内 容					

別記様式（第21条関係）

（令 4 本部訓令21・追加）